明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働四）　一
○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二〇）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一二一）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四〇）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三五九）　二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二二九）　二
○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第四号ニに規定する国税庁長官が定めるところを定める件の一部を改正する件（国税庁一一）　四
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（厚生労働三一五）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同三一六）　四
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同三一七）　四
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一六九五）　六
○保安林の指定をする件（同一六九六～一七〇三）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一七〇四～一七〇六）　七
○登録水先人養成施設の登録を変更した件（国土交通八三六）　八
○登録水先免許更新講習の登録を変更した件（同八三七）　八
○航路標識に関する件（海上保安庁五〇）　八

〔国会事項〕

内閣　内閣府　宮内庁　公正取引委員会　警察庁　財務省　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　宮内庁　公正取引委員会　警察庁　財務省　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項
登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局）　二

〔公　告〕

諸事項
官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用、国営土地改良事業の工事完了関係　二
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二三
会社その他　三〇

## 省　令

**○文部科学省厚生労働省令第四号**

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第二十二条の規定に基づき、管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令

管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「前年度の九月三十日」を「前々年度の三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

**○厚生労働省令第百二十号**

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第九条第二項第二号及び第二十五条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六　遺伝子組換え型人アンチトロンビン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。